

議案第 89 号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 12 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成 24 年川崎市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 2 号中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第 2 項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 24 条第 4 項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第 68 条第 4 項中「基準省令」を「基準府令」に、「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。